平成２８年（フ）第７２０号
埼玉県朝霞市本町２丁目17番35号　ハイムアサカ202
債務者　白根　幹男
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
埼玉県春日部市中央１丁目49番地２　イトーピア春日部マンション303
債務者　杉　　信行
1　決定年月日時　平成28年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
埼玉県吉川市美南１―36―４　イルソーレ吉川美南ヴェルデ103、住民票上の住所埼玉県春日部市六軒町248番地５
債務者　高松　健児
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４７号
埼玉県越谷市レイクタウン５丁目18番地４　レオネクストジオイド106号、旧住所埼玉県越谷市大沢1633番地７
債務者　佐々木七重（旧姓平林）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０１２号
札幌市北区あいの里２条１丁目11番28号
債務者　廣瀬　通子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２４号
北海道千歳市自由ケ丘１丁目４番４号
債務者　東　　希（旧姓黒田・伊藤）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０８８号
札幌市西区山の手３条３丁目３番12―303号
債務者　坂田　隆博
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２４号
札幌市東区北49条東５丁目１番10号　コーポすずらん３号
債務者　古閑　主税
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
北海道枝幸郡枝幸町問牧656番地１
債務者　三浦　彩菜（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第１２２号
群馬県高崎市上和田町３番地２　Ａ303号室、住民票上の住所群馬県高崎市並榎町402番地４
債務者　小日向延芳
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１２７号
群馬県高崎市八千代町２丁目15番15号
債務者　高橋　好令
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１３５号
群馬県藤岡市藤岡515番地１　サンハイツ藤岡Ａ―11
債務者　日向大三郎
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5361番地
債務者　中村　一美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第３３号
新潟県新発田市豊町３丁目６番11号
債務者　長谷川エマ
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２９号
熊本県水俣市古賀町１丁目２番２号
債務者　溝部　久代
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１２１号
静岡県富士市天間1469番地の１　スカイヒル21　Ｉ―102号
債務者　仲川　　明
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１３６号
静岡県富士宮市猪之頭829番地
債務者　髙野たかえ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
静岡地方裁判所富士支部